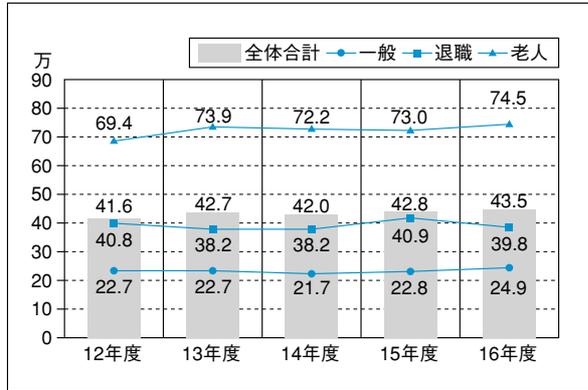
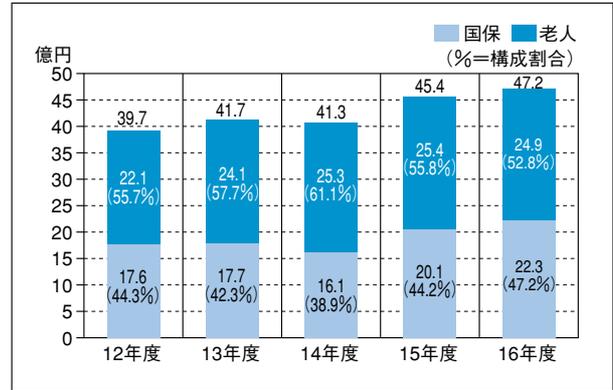


図表5 被保険者1人当たり医療費



図表4 医療費総額の推移



平成17年度の国保税(医療分・介護分の税率は、図表6のとおりです。なお、40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、世帯主が医療分と介護分を合わせて国保税として納めることになっています。

国保税の税率は
どうなっているのでしょうか

図表4、図表5は、過去5年間の医療費の総額と一人あたりの医療費の推移を表しています。医療費が年々増えていることがわかるといえます。医療費は歳出予算額の40%を占めていますので医療費が増え続ければ国保財政を圧迫することになります。16年度のような状況が続けば今後は、健全な国保の運営が維持できなくなりそうです。そのような状況になると国保財政を維持していくために、場合によっては、国保税の改定(増額)をしなければなりません。

世帯主が国保に加入していても、世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。国保税を納める義務は世帯主にあります。

納税通知書は
世帯主に届きます

図表6 平成17年度国民健康保険税率表

	国民健康保険税	
	医療分	介護分
①所得割額	課税標準額×7.1%	課税標準額×0.7%
	課税標準額とは、前年の総所得金額から33万円を控除した金額です。	
②資産割額	課税標準額×30%	課税標準額×6.5%
	課税標準額とは、17年度の土地・家屋の固定資産税額です。	
③均等割額	1人 22,000円	1人 5,400円
④平等割額	1世帯 28,000円	1世帯 3,100円
最高限度額	530,000円	80,000円

国民健康保険税については
役場税務課町民税係へ
国民健康保険については
役場町民課保険医療係へ

問い合わせ
国民健康保険税については
役場税務課町民税係へ
国民健康保険については
役場町民課保険医療係へ

☎ 985-4110
☎ 985-4107

自分のため、みんなのため
国保税を納めましょう

国保は、皆さんが医師にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源は、

- 皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金
- 皆さんが納める国保税
- 国などからの補助金

でまかなわれています。国保税は、国保を支える貴重な財源です。国保に加入している方は、国保税を納めなければなりません。国保は、被保険者一人ひとりがみんな平等に医療を受けられ、平等に負担することが大原則です。そのため、国保税を納めないでいると、他の被保険者との公平を欠くだけでなく、国保制度そのものが成り立たなくなってしまうかもしれません。

そのようなことにならないよう、国保税は必ず納期までに納めてください。